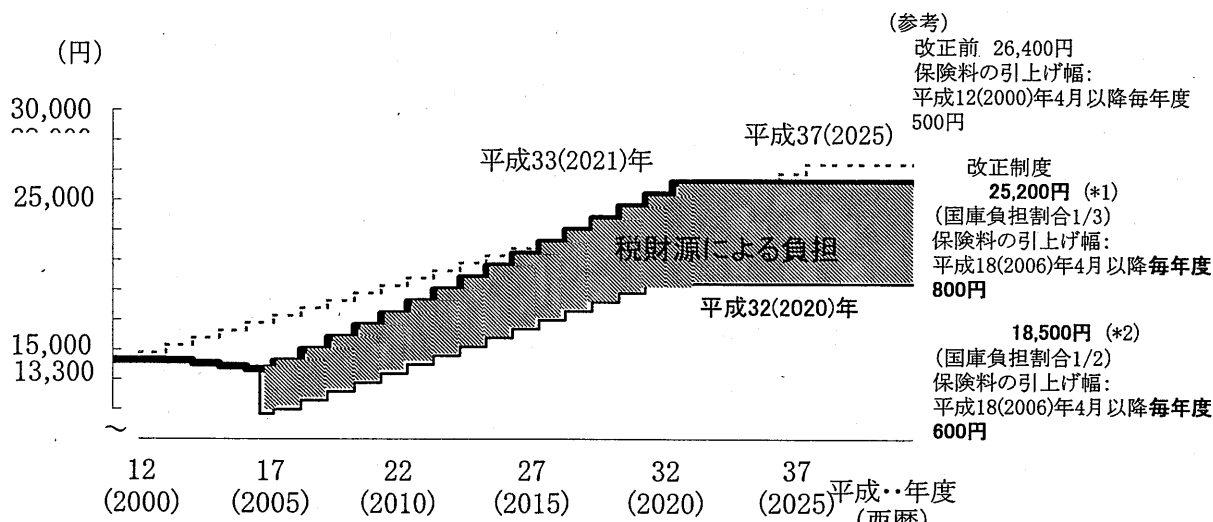


1(1999)年度価格)となると見込まれる。国庫負担割合の引き上げを行わない場合には、保険料は5年間据え置き、平成17(2005)年4月に13,200円(平成11(1999)年度価格)とし、以降毎年800円(平成11(1999)年度価格)ずつ引き上げると、平成32(2020)年4月以降25,200円(平成11(1999)年度価格)となると見込まれる(図表3参照)。

図表3 国民年金の保険料月額の見通し



(\*1) 保険料5年間据置き

国庫負担割合 1/3

(\*2) 保険料5年間据置き

国庫負担割合 1/2 に引き上げ 保険料 3,000 円軽減 (5年後)

国庫負担割合を 1/2 に引き上げるためには、基礎年金全体で、引き上げ分として、平成 16(2004)年度 2.7 兆円(満年度ベース)、平成 37(2025)年度 3.8 兆円の税財源の確保が必要となる(平成 11(1999)年度価格)。

(\*3) 保険料は、すべて平成 11(1999)年度価格

### ③財政見通し

国民年金の長期的な財政見通しは、図表4のとおりである。改正制度では、平成12(2000)年度には積立度合(前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率)は3.3であるが、徐々に低下していき、平成37(2025)年度には2.6、平成62(2050)年度には2.4(国庫負担割合1/3の場合には2.5)となっている。

図表4 国民年金の財政見通し(改正制度、国庫負担割合1/2の場合)

年度	保険料月額 (平成11 (1999)年度 価格)	収入合計			支出合計	収 支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 〔11年度〕 価格	積立度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)									
1 2(2000)	13,300	3.9	2.0	0.4	3.5	0.4	12.1	12.0	3.3
1 3(2001)	13,287	3.9	2.0	0.4	3.6	0.3	12.4	12.2	3.4
1 4(2002)	13,090	3.9	2.0	0.4	3.7	0.2	12.5	12.2	3.3
1 5(2003)	12,897	3.9	1.9	0.4	3.9	0.1	12.6	12.0	3.3
1 6(2004)	12,706	4.1	1.7	0.4	4.1	0.0	12.6	11.6	3.1
1 7(2005)	10,000	4.4	1.6	0.5	4.3	0.1	12.8	11.5	2.9
2 2(2010)	13,000	5.7	2.1	0.5	5.4	0.3	13.9	11.2	2.5
2 7(2015)	16,000	7.1	2.8	0.6	6.6	0.5	15.9	11.4	2.3
3 2(2020)	18,500	8.6	3.5	0.7	7.7	0.9	19.3	12.4	2.4
3 7(2025)	18,500	9.8	3.9	0.9	8.8	1.0	23.8	13.6	2.6
4 2(2030)	18,500	11.1	4.3	1.1	10.0	1.1	28.8	14.5	2.8
5 2(2040)	18,500	13.7	4.8	1.4	13.1	0.6	36.5	14.4	2.7
5 7(2050)	18,500	15.9	5.4	1.5	15.6	0.3	39.4	12.1	2.5
6 2(2060)	18,500	18.4	6.5	1.7	17.6	0.8	43.8	10.5	2.4

(注1) 保険料は5年間据置き、平成16(2004)年度の国庫負担割合引上げ時に3,000円(平成11(1999)年度価格)引き下げ、平成17(2005)年4月に10,000円(平成11(1999)年度価格)とする。以降は毎年度に600円(平成11(1999)年度価格)ずつ引き上げるものとしている。国庫負担割合は平成16(2004)年10月より1/2としている。

(注2) 物価上昇率 1.5%  
 運用利回り 4.0%  
 年金改定率(新規裁定者分、年当たり) 2.5%(ただし、平成36年財政再計算期までは2.3%)

(注3)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

#### IV. 国民年金における負債計上の取扱いについて

##### (1) 国民年金における負債計上の考え方

###### ①年金の給付現価の財源(負担)区分

過 去 期 間 対 応 の 給 付 現 価	保 険 料 (被 保 険 者 ・ 事 業 主)
	積 立 金
	国 庫 負 担 (一 般 会 計)

###### ②国民年金における負債計上の考え方

国民年金は、保険料支払いにより年金給付が行われるという社会保険方式が採られており、保険料の支払いによって、制度の運営者である国(特別会計)に年金を支給する義務が生じることから、過去期間対応の給付現価自体を負債として計上するという考え方がある。しかしながら、社会保障制度としての国民年金は、私的年金とは異なり、事前に積み立てるのではなく、一定の積立金を保有しつつも、賦課方式(その時々の年金をその時々の保険料で賄う方式)を基本とした財政計画を立てているものであり、また、将来の保険料引上げにより賄う分まで負債として計上すると、あたかも巨額の積立不足があるかのような誤解を招く可能性があるといったことから、これを負債としては計上しないこととする。

この場合、給付現価のうち、積立金で賄われるべき部分、すなわち実績の積立金ではなく財政再計算の収支見通し上の当該年度末積立金見合いを公的年金預かり金の科目で負債計上することとする。

##### (2) 国民年金の預かり金について

また、財政再計算上の財政見通しは、現金ベースの見通しとなっているため、例えば2、3月

分の給付が翌年度の4月に支払われることを、翌年度の支払として認識して求められていることから、貸借対照表に、未払い年金や未収保険料が計上されると二重計上される部分が生じる。このため、貸借対照表上の資産負債差額はこの二重計上による差額が反映されたものとなっている。今回の貸借対照表では、いわゆる積立金と国民年金の積立金の見通し額とを直接比較できる利点を優先し、公的年金預り金に二重計上による調整は加えなかった。

(3) 財政見通し上の積立金と実際の積立金の差異について

①平成12年度における財政見通し上の積立金と実際の積立金との差異の要因については図表5のとおりである。

図表5 国民年金の積立金の収支見通し上と実績の差の要因分析 (平成12年度)

(単位：兆円)

	収入				支出				収支残	年度末積立金
	保険料	運用収入	その他	計	給付費	基礎年金拠出金	その他	計		
実績(特別会計)(A)	2.0	0.3	1.4	3.6	0.1	3.1	0.1	3.3	0.4	9.8
収支見通し(B)	2.0	0.4	1.5	3.9	0.1	3.3	0.1	3.5	0.4	12.1
差額(A-B)	0.0	▲0.1	▲0.1	▲0.3	0.0	▲0.2	0.0	▲0.2	0.0	▲2.3
要因		※1	※2			※3				※4

注：実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金(2.6兆円)を収支両面(支出においては給付費)から控除している。

要因

- ※1 年度末積立金の差から生じるもの。
- ※2 基礎年金拠出金の差から生じる国庫負担の差によるもの。
- ※3 実績における基礎年金拠出金の確定値は3.3兆円である(実績(決算)値は当年度概算分と前々年度精算分からなる)。
- ※4 収支見通しの積立金は平準化の利子、平準化の元本の繰り延べ分(合計で2.0兆円)を含んでいるため、実際の差は▲0.3兆円。

②平成13年度における財政見通し上の積立金と実際の積立金との差異の要因については図表6のとおりである。

図表6 国民年金の積立金の収支見通し上と実績の差の要因分析 (平成13年度)

(単位：兆円)

	収入				支出				収支残	年度末積立金
	保険料	運用収入	その他	計	給付費	基礎年金拠出金	その他	計		
実績(特別会計)(A)	2.0	0.1 [0.2]	1.4	3.5	0.1	3.3	0.1	3.5	0.0	11.7 [11.8]
収支見通し(B)	2.0	0.4	1.5	3.9	0.1	3.4	0.1	3.6	0.3	12.4
差額(A-B)	0.0	▲0.3 [▲0.2]	▲0.1	▲0.4	0.0	▲0.1	0.0	▲0.1	▲0.3	▲0.7 [▲0.6]
要因		※1	※2			※3				

注1：実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金(2.4兆円)を収支両面(支出においては給付費)から控除し、積立金に国庫負担の繰延(1.9兆円(平準化の利子含む))を加えた。

注2：運用収益及び年度末積立金は、承継資産に係る損益を含めて、年金資産運用基金における市場運用分の運用

実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により按分することにより行っている。

注3：[]内の数値は、承継資産に係る損益を含まないものである。

#### 要因

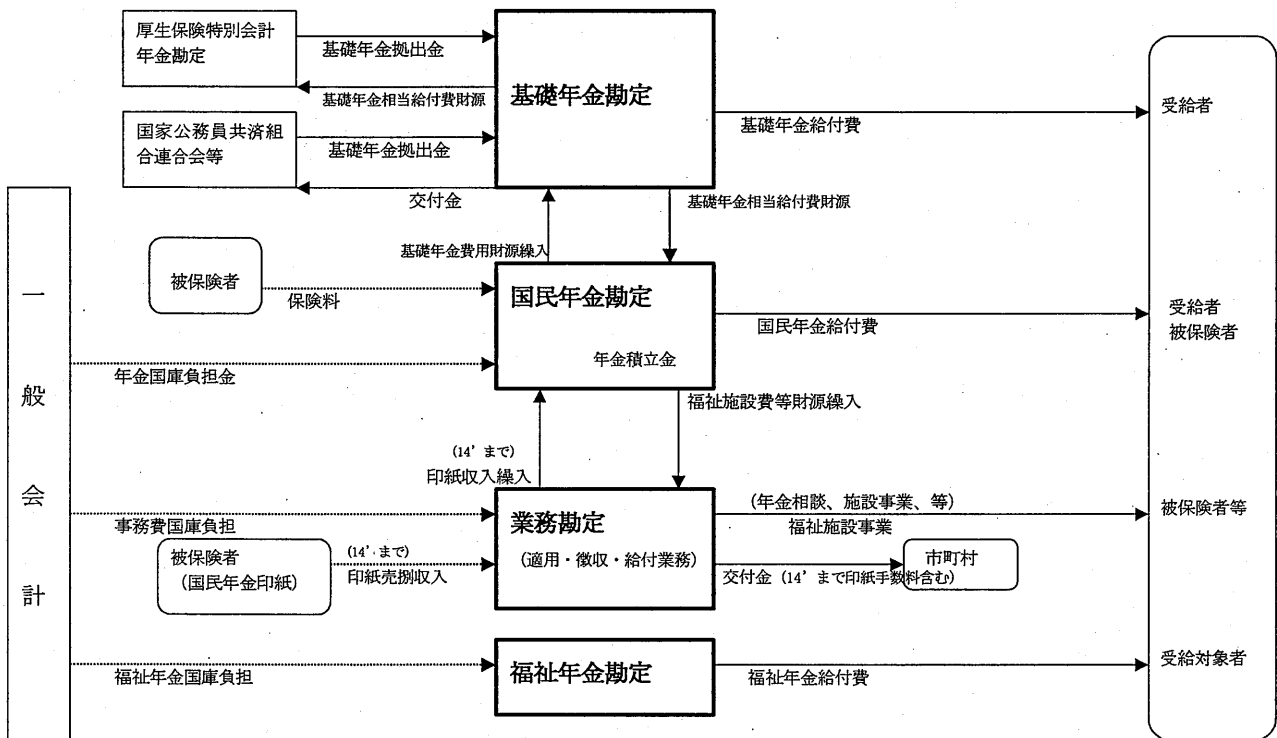
- ※1 運用利回りが見込みより下回ったこと（見込み3.27%、実績1.29%[2.06%]）
- ※2 基礎年金拠出金の差から生じる国庫負担の差によるもの。
- ※3 実績における基礎年金拠出金の確定値は3.4兆円である（実績（決算）値は当年度概算分と前々年度精算分からなる）。

# 福祉年金勘定

## ◎ 福祉年金勘定

この勘定は、福祉年金事業の収支（業務勘定に係るものを除く。）を経理するもので、国庫負担金を財源として福祉年金の給付を行っている。

### ○国民年金特別会計の仕組み



比較貸借対照表

国民年金特別会計福祉年金勘定

	平成11年度 (平成12年3月31日)	平成12年度 (平成13年3月31日)	(単位:百万円) 平成13年度 (平成14年3月31日)
＜資産の部＞			
現金・預金	9,651	15,569	14,023
未収金	57	66	28
貸倒引当金	△ 19	△ 26	△ 12
資産合計	<u>9,689</u>	<u>15,609</u>	<u>14,039</u>
＜負債の部＞			
未払金	9,200	15,200	13,790
(負債計)	<u>9,200</u>	<u>15,200</u>	<u>13,790</u>
＜資産・負債差額の部＞			
基準時資産・負債差額	357	357	357
業務費用・財源差額累計	132	51	△ 108
(資産・負債差額計)	<u>489</u>	<u>409</u>	<u>249</u>
負債及び資産・負債差額合計	<u>9,689</u>	<u>15,609</u>	<u>14,039</u>

## 比較業務費用・財源計算書

### 国民年金特別会計福祉年金勘定

(単位:百万円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度
	自 平成11年4月1日	自 平成12年4月1日	自 平成13年4月1日
	至 平成12年3月31日	至 平成13年3月31日	至 平成14年3月31日
I 業務費用	80,830	68,677	48,565
福祉年金給付費	80,832	68,669	48,579
貸倒引当金繰入額	△ 1	7	△ 14
その他支出	0	0	0
II 本年度受入財源			
1. 対価見合収入等	229	227	95
その他収入	229	227	95
差引	△ 80,601	△ 68,449	△ 48,470
2. 他会計(勘定)からの受入	80,733	68,369	48,310
実体法令に基づく受入			
一般会計からの受入	80,733	68,369	48,310
本年度業務費用・財源差額	132	△ 80	△ 159
前年度末業務費用・財源差額累計	—	132	51
本年度末業務費用・財源差額累計	132	51	△ 108



## 比較区分別収支計算書

### 国民年金特別会計福祉年金勘定

(単位:百万円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度
	自 平成11年4月1日	自 平成12年4月1日	自 平成13年4月1日
	至 平成12年3月31日	至 平成13年3月31日	至 平成14年3月31日
I 業務収支			
業務支出	△ 78,932	△ 62,669	△ 49,989
福祉年金給付費	△ 78,932	△ 62,669	△ 49,989
他会計(勘定)からの受入			
一般会計より受入	80,733	68,369	48,310
前年度剰余金受入	7,607	9,651	15,569
小計	9,408	15,351	13,890
その他収入	243	218	133
その他支出	△ 0	△ 0	△ 0
業務収支	9,651	15,569	14,023
本年度増加額	9,651	15,569	14,023
翌年度歳入繰入	9,651	15,569	14,023

## 注記 11年度

### 1. 重要な会計方針

#### 1. 引当金の計上基準及び計算方法

##### (1)貸倒引当金

返納金債権等の未収金については、過去の実績により算定して引当金を計上している。

### 2. 追加情報等

#### 1. 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

#### 2. 歳出予算の繰越等

##### 繰越の調整

イ. 本年度業務費用・財源差額	132百万円
ロ. 本年度繰越見合財源	<u>          </u>
ハ. 前年度繰越見合財源	<u>          </u>
ニ. 繰越の調整後の業務費用・財源差額	<u>          </u> <u>132百万円</u>

#### 3. 他会計（勘定）から受入

##### イ. 一般会計より受入

「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和60年法律第34号）附則第34条第1項第9号の規定に基づく福祉年金給付に要する費用に充てるための国庫負担金